

平成25年度 税制改正のポイント 速報

中小企業向け

事業承継税制をはじめ中小企業の活力強化、 内需拡大につながる税制の拡充が実現！

舞鶴商工会議所
日本商工会議所

事業承継税制が抜本的に使いやすくなります！

*平成27年1月施行

◆ 利用する要件が緩和されます！

雇用要件が「5年『平均』8割以上」に！

- 雇用8割の維持が難しい年があっても、即時に認定取消し（一括納付）となるリスクがなくなります。「5年平均」で8割以上を確保できれば、問題ありません。

役員を退任せずに、後継者を支えることが可能に！

- 先代経営者（贈与者）は、贈与時に、代表者を退任すれば、役員として会社に残り、後継者を支えることが可能となります。

親族でない従業員などへの承継も税制の対象に！

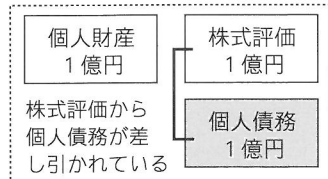
◆ 納税猶予額の計算が有利になります！

個人の債務により、猶予額が減額されません！

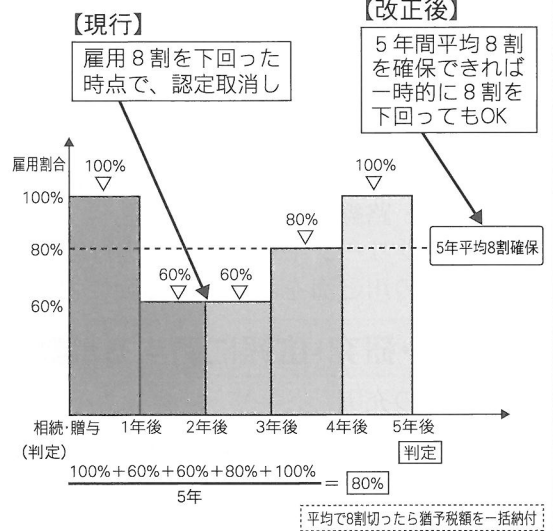
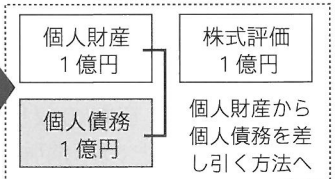
【現行】事業と関係ない先代経営者の個人債務（住宅ローン等）や葬式費用が猶予の対象となる株式評価額から差し引かれるため、納税猶予額が少なくなります。

【改正後】個人債務を個人財産から差し引く方法に改正されるため、個人債務により、納税猶予額が少なくなることはありません。

【現行】



【改正後】



◆ 手続きが簡素化されます！

- ・ 経済産業大臣の事前確認申請が不要に！
- ・ 提出書類が大幅に簡略化！
- ・ 税制利用のための株券発行が不要に！

◆ 認定取消し時の負担が軽減されます！

- ・ 利子税が大幅に引き下げ（2.1%→0.9%）！
- ・ 5年間基準を満たせば、その利子税分は免除！
- ・ 認定取消しの場合は、延納・物納も可能に！

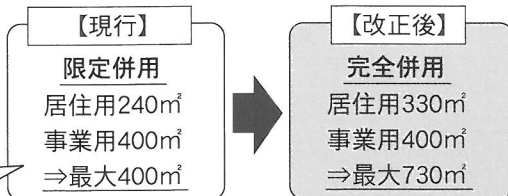
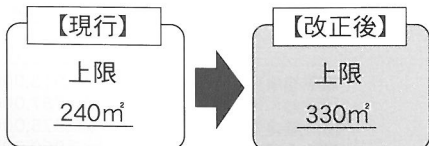
相続税の土地評価が大きく減額されます！

*平成27年1月施行

◆ 小規模宅地の特例（土地評価の8割減額）が拡充されます！

居住用宅地の面積の上限が拡充！

居住用宅地と事業用宅地の両方を上限まで利用可能に！



居住用宅地の上限（330㎡）と、事業用宅地の上限（400㎡）を合わせて、最大で730㎡まで利用可能！

現行制度では、事業用宅地上限まで利用すると、居住用宅地は特例を使えない（限定併用）